平成２２年（フ）第２９３号
愛知県西尾市道光寺町西縄26番地16　キャドック102号室
債務者　ヤマグチ静香（旧姓廣瀬）
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２号
三重県伊賀市柘植町3726番地
債務者　堀田いく子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１４６号
大津市八屋戸308番地の２、前住所大津市和邇今宿795番地の１、前々住所滋賀県野洲市野洲1399番地６美和コーポ303号
債務者　**﨑**田　　修
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６７号
大津市本堅田５丁目７番40号　コーポ堅田306号
債務者　岡田　康治
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１５号
滋賀県湖南市若竹町15―25谷口方、住民票上の住所滋賀県湖南市若竹町14番地８
債務者　由良知恵子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２１号
滋賀県湖南市岩根499番地229　コーポ水戸１棟１階107号室
債務者　坂田　謙一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５９号
滋賀県守山市杉江町437番地の１
債務者　三品　公人
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０号
滋賀県高島市野田819番地９
債務者　村河　由美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７５号
大津市真野５丁目30番２号
債務者　松浦あゆみ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７６号
滋賀県栗東市川辺562番地２　イーストピース栗東502
債務者　吉田　康則
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７号
鳥取県鳥取市秋里1348番地、住民票上の住所鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1970番地42
債務者　西尾　俊一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０８号
鳥取県米子市旗ケ崎９丁目８番29号
債務者　島田　克己
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２９０号
広島市安芸区船越６丁目12番23号
債務者　中川　隆充
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６９号
広島市安芸区船越６丁目12番23号
債務者　中川　重之
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９４号
広島市安芸区船越６丁目12番23号
債務者　中川　智子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９１号
広島市中区舟入南４丁目８番20―203号
債務者　工藤　榮藏
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９１号
広島市西区鈴が峰町42番６―406号　市営住宅
債務者　豊島　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
広島地方裁判所民事第４部